会長 | 担当理事 | 会計

（健Ⅱ616F）
令和４年３月 18 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢　敏

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

標記の事務連絡については、令和４年２月 21 日（健Ⅱ567F）等をもって貴会宛てにご連絡しているところです。

今般、本事務連絡について一部改正がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正により、本事務連絡に沿って医療従事者である濃厚接触者が医療に従事する場合の要件・注意事項が変更されており、概要は下記のとおりです。

なお、本事務連絡は「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月 18 日（健Ⅱ615F）参照）の記１．（３）b.において別途示すとされていた、医療機関における濃厚接触者となった従事者が待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務従事を可能とする事務連絡となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○新型コロナワクチン接種について、「追加接種を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後（ただし、２回目接種から６か月以上経過していない場合には、２回接種済みで、２回目の接種後 14 日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること」とすること。

○検査期間について、オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から５日間とし、７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

東加八潮医師会 収受 4.3.24 第1368号

事　務　連　絡
令和３年８月 13 日
（令和４年３月 16 日一部改正）

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の３第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願いしている[1]。

今般、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

（改正箇所は太字下線）

記

【要件】

○他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。

○新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後（ただし、２回目接種から６か月以上経過していない場合には、２回接種済みで、２回目の接種後 14 日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患

[1] 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021 年１月８日暫定版）
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf

者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
○無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット[2]）により検査を行い陰性が確認されていること。
○濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】
○新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
○感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
○当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
○引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
○家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
○当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
○検査期間は最終曝露日から14日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から５日間。なお、その場合であっても、７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。）
○検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和３年５月10日付け事務連絡）[3]のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり[4]原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

[2] 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf 記３の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

[3] https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf

[4] 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf

別添

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に関するQ&A

Q1. 本事務連絡において、対象としている医療従事者には救急隊員も含むか。

対象として以下の者を含みます。（総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。）なお 、以下の者について不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行う場合、「医療」は「傷病者の搬送」と、「医療機関の管理者」は「地方公共団体」と読み替えることとなります。

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を含む傷病者の搬送に携わる、
①救急隊員
②救急隊員と連携して出動する警防要員
③都道府県航空消防隊員
④消防非常備町村の役場の職員
⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）

Q2. 本事務連絡と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）４の＜濃厚接触者の取扱い＞の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。

差し支えありません。濃厚接触者である医療従事者については、本事務連絡により、ワクチンを２回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができます。

また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）４の＜濃厚接触者の取扱い＞に沿って、社会機能維持者として、事業者において４日目及び５日目に抗原定性検査キットによる自費検査を行うことで、待機期間の７日を待たずに検査が陰性であった場合に、待機を解除することが可能です。加えて、「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等 の取扱いについて」（令和３年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の Q29. で示しているとおり、当該濃厚接触者が従事する事業者内で PCR 検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合については、４，５日目の抗原定性検査キットを

用いた検査に代えて、５日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することが可能です。